

# 処 分 基 準

令和元年12月4日作成

法 令 名 : 遺失物法施行規則

根 拠 条 項 : 第30条第1項

処 分 の 概 要 : 特例施設占有者の指定の取消し

原権者 (委任先) : 福岡県公安委員会

法 令 の 定 め :

遺失物法第17条 (特例施設占有者)

遺失物法施行令第5条第5号 (特例施設占有者の要件)

遺失物法施行規則第30条第1項 (指定の取消し)

処 分 基 準 :

遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。

・法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。

問 い 合 わ せ 先 : 警察本部総務部会計課出納係 (092)641-4141 内線2243

備 考 :